

政令市から事業者への直接の意見提出について

1 現状の条例規定

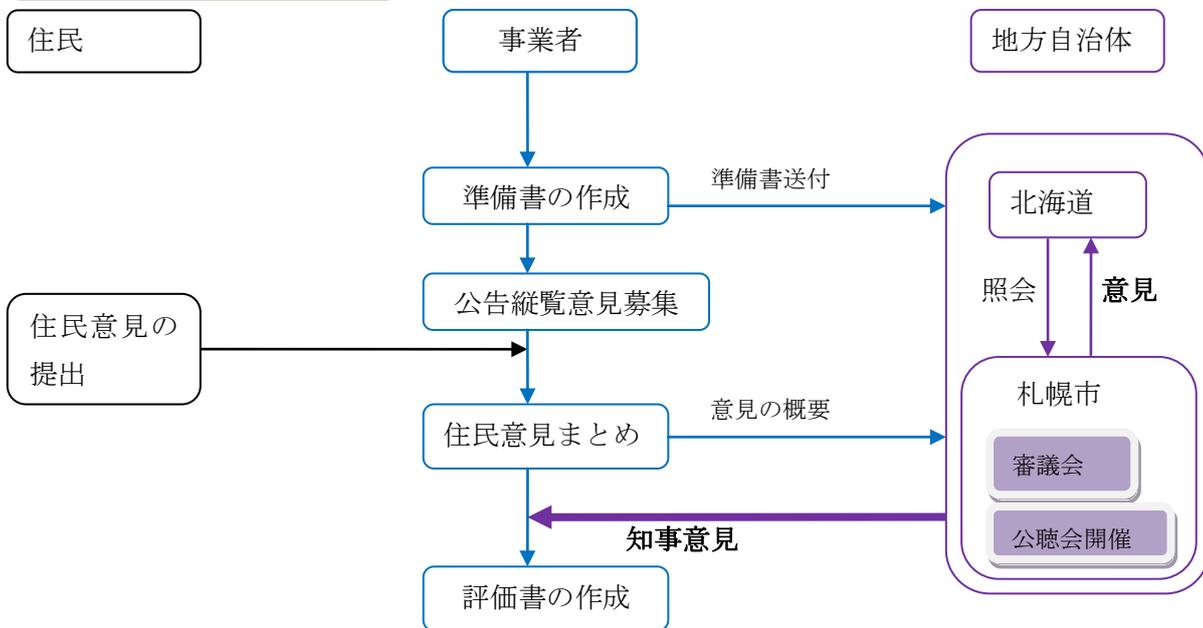
環境影響評価法の手続きでは、地方公共団体が事業者对环境の保全の見地から意見を述べる場合、都道府県知事が関係市町村長の意見を集約したうえで、意見を述べる仕組みとなっている。この場合、市長は、公聴会の開催及び札幌市環境影響評価審議会の議を経て、知事に意見を述べることで、札幌市環境影響評価条例において規定されている。

2 環境影響評価法の改正にともなう条例の改正

地方分権の進展等を踏まえ、事業の影響が単独の政令で定める市の区域内のみに収まる場合には、当該市長から事業者へ直接意見を述べる仕組みが追加された。

この場合においても、市長は、公聴会の開催及び札幌市環境影響評価審議会の議を経て、事業者に意見を述べることを規定する。

知事が意見を集約する場合



市長が直接意見を述べる場合

